

第 35 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第 35 回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 菊地 英浩
会議日時 令和 2 年 8 月 27 日 午後 2 時 00 分開会
会議場所 大船渡市役所：地階大会議室

議事日程第 1 号

日程第 1 会期の決定
日程第 2 書記及び議事録署名人の指名
日程第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
日程第 4 議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 2 号 農地法の適用外であることの証明願について

本日の会議に付した事件

～議事日程第 1 号に同じ～

出席委員（農業委員 8 名）

議長	菊地 英浩君	1 番	金野たか子君
3 番	古内 嘉博君	4 番	中村 亨 君
5 番	廣澤 恵美君	6 番	細谷 知成君
7 番	藤原 重信君	8 番	欠 員
9 番	熊谷 玲子君		

（農地最適化推進委員 10 名）

[大船渡地区]	大船渡地域	佐藤 優子君	末崎地域	尾形 正男君
	末崎地域	村上 優司君	赤崎地域	浅野 幸喜君
	猪川地域	鈴木 和雄君	立根地域	今野八重子君
	日頃市地域	木村マリ子君		
[三陸町地区]	綾里地域	畑中 圭吾君	越喜来地域	岡澤 成治君
	吉浜地域	菊池 久寿君		

遅刻者（1 名） 大船渡地区大船渡地域 佐藤 優子推進委員

早退者（0 名）

欠席者（1 名） 2 番 鈴木 力男君

事務局出席者

局 長	飯田 秀 君	局長補佐	鈴木 康司君
主事補	菅野 由夏君		

午後2時00分開会

○議長（菊地英浩君） 本日はご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第35回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして一言あいさつを申し上げます。今月4日から7日まで行われました地域農業マスタープランの座談会において今後の地域農業、農地利用の在り方について十分話し合われたことと思います。たいへんお疲れさまでした。

さて、7月は雨ばかり続いていると思っていまして、8月に入ってから暑いですか、猛暑が続いております。熱中症で倒れる人が続出していると報道されておりました。農地パトロールにおいても、これからという委員、推進委員の方が多いと思います。くれぐれも熱中症、事故等には十分注意するようお願いいたしまして、あいさついたします。

○議長（菊地英浩君） 本日出席の農業委員は8名、推進委員は9名であります。欠席の通告のあった農業委員は2番鈴木力男農業委員の1名であります。遅刻の通告のあった推進委員は大船渡地区大船渡地域佐藤優子推進委員の1名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、飯田事務局長から報告をお願いします。

○事務局長（飯田秀君） それではお手元の資料によりまして行事等の経過報告と開催予定を申し上げます。初めに先月7月29日開催の第34回総会以降の経過報告でございます。主なものといたしまして8月4日から7日にかけて、会長からのお話しにもございましたが、市内8地区においてマスタープラン座談会が開催をされました。出席いただいた委員の皆様、たいへんお疲れさまでございました。8月19日には気仙地方農政連絡会の総会が開催され、菊地会長と事務局からは私と係長が出席をしております。

次に次回総会までの行事予定でございますけれども、9月1日に住田町役場を会場に地域農業マスタープランの実質化・実践に向けたプラン毎担当者研修会が開催されます。これは例年開催されております農業委員、農地利用最適化推進委員ブロック別研修会にあたるものでございまして、後ほど出席確認をさせていただきますが、多数ご参加くださるようお願いいたします。9月4日から24日まで市議会第3回定例会が開催されます。今回は改選となる農業委員の同意を得る人事案件がございますし、令和元年度の決算が主な審議内容となっております。9月15日には盛岡市で第54回岩手県農業会議常設審議委員会が開催されますので、菊地会長が出席する予定となっております。最後になりますが、次回第36回総会は9月28日を予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。例年、同時期に開催されております会議や研修会等が、コロナウイルスの影響によりまして中止や延期となっております。日程等についてご不明な点等がございましたら、事務局までお問い合わせ願ひます。私からは以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日

の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（菊地英浩君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の菅野由夏主事補、議事録署名人には1番金野たか子農業委員、4番中村亨農業委員を指名します。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（鈴木康司君） それでは1ページをご覧ください。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

番号1番、1筆は登記簿が畑、現況が山林になっております。これについてはあわせて適用外証明願が提出されております。その他は現況ともに畑です。面積は畑の部分が2,581㎡、現況山林もあわせて5,678㎡です。相続による取得です。8月11日届出、同日受理です。2番、登記地目畑、現況地目畑。面積はあわせて874㎡。相続による権利の取得。7月22日届出、同日受理です。3ページをお開きください。番号3番、ただし、これも1筆がですね、届出人の自宅に隣接する畑なんです、この一部が庭になっておりまして、これについては地目変更が必要であるということをご指導した上で受理をいたしました。その他の登記地目は畑、現況地目が畑であります。面積はあわせて2,164㎡です。権利を取得した事由は相続による取得です。7月21日届出、同日受理。4番、登記地目畑、現況地目雑種地、51㎡。相続による権利の取得。これは持分2分の1について相続して、引き続き持分2分の1が相続されたということです。7月21日届出、同日受理。以上です。

○議長（菊地英浩君） 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 次に日程第4、議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（鈴木康司君） 4ページを開きください。議案第1号農地法第5条第1項の

規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

番号1番、地図は1ページになります。登記地目、現況地目ともに畑、面積は204㎡。使用貸借。転用目的は一般個人住宅、居宅平屋建1棟146.43㎡、転用理由の方ですが、隣接の宅地(面積131.10㎡)と一体に宅地として使用したいということで、総面積は335.10㎡です。永年の使用貸借となります。第一種住居地域で第3種農地となっております。次に2番、地図は2ページです。登記地目田、現況地目畑です。面積は1,740㎡のうち435㎡です。賃貸借です。転用目的は現場事務所等です。これは下水道工事用の現場事務所となっております。施設等でございますが、現場事務所28㎡、休憩所28㎡、仮設トイレ4㎡、駐車場260㎡、車路115㎡。転用理由は、工事用の現場事務所等の確保のため。許可の日から8ヵ月間の一時転用です。第2種農地になります。次に5ページをご覧ください。番号3番、3番の地図は1ページです。登記地目、現況地目ともに畑です。面積は3,626㎡のうち1,300㎡。賃貸借。転用目的は露天資材置場。こちらは同じく下水道工事の資材置場として使用します。1,300㎡全てを資材置場とします。第2種農地になっております。転用理由は工事用の資材置場の確保のためです。許可の日から8ヵ月間の一時転用。立地基準については、1番は用途基準を定めた第3種農地のため基準を満たしております。2番、3番は第2種農地であり、代替性がないため基準を満たしております。一般基準については融資証明及び残高証明により資金の確保を確認し、事業の実施は確実であり、周辺農地に影響はないため基準を満たしております。以上でございます。

○議長(菊地英浩君) 次に地区担当の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について1番金野たか子農業委員から説明をお願いします。

○1番(金野たか子君) 1番金野です。議案第1号1番ご報告いたします。8月21日現地調査をし、貸付人とお話しをしましてまいりました。貸付人と借受人は親子であります。周辺は宅地化が進んでおり、当然農地への影響はありません。以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第1号1番について質疑、意見許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第1号2番と3番について5番廣澤恵美農業委員から説明をお願いします。

○5番（廣澤恵美君） 5番廣澤です。申請番号2番と3番について報告します。25日に現地調査を実施しました。申請番号2番の土地については一部舗装され道路となっているということで、8月7日に事務局の鈴木局長補佐と現地の確認を行いました。道路は土地所有者の自宅への通路として利用されていますが、同時にその周辺にある農地への通路としても利用されており、違反転用にあたらぬということを確認いたしました。今回の申請では借受人は下水道工事のため、申請番号2番の土地を現場事務所など、申請番号3番の土地を資材置場として利用したいとのことでした。2番の土地は隣接する耕作農地はなく、3番の土地は資材置場としての利用ということで、周辺農地への影響は特になくものと考えられます。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第1号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第1号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号3番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第5、議案第2号農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（鈴木康司君） 資料の6ページをご覧ください。議案第3号農地法の適用外であることの証明願を別紙のとおり受理したので、本委員会の会議に附し可否を決定するものです。

番号1番は最初にお話しした相続とあわせて提出されたものです。1番の地図は3ページです。登記地目畑、現況地目は山林です。面積 3,097 m²。非農地の事由ですが、不便な場所で低収穫地のため、亡父が昭和43年頃から耕作を放棄し山林化したものです。地目変更が必要なことを知らなかったが、今回、不動産相続登記を行うにあたり、必要であることを初めて知ったため。第2種農地に該当します。次に2番、地図は4ページです。登記

地目畑、現況地目は雑種地です。面積は 53 m²。非農地の事由ですが、元々当該地の元地番は南側の水路と道路、道路南側の畑を含めた一体の土地でありましたが、昭和 39 年頃、道路と水路が設置されたことによって分断されて、残地として当該地が残されたものです。長年雑種地として利用されてきており、登記簿地目も農地でないと考えておりましたが、今回農地であることがわかったので、願出が出されたものでございます。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第 2 号 1 番について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 推進委員の浅野です。1 番について報告をします。調査は 8 月 22 日に現地の確認と所有者からの聞き取りを行いました。現地の周辺の状況ですが、現地一帯は杉林となっており、東側と南側は山林、北側は休耕畑、西側は建設工事会社の資財置場や作業場となっております。次に申請に至った経緯になりますが、申請地は所有者の父親の代まで主に小豆や小麦を収穫していましたが、収穫量が余り良くなかったことに加え、昭和 43 年頃から鹿による食害が発生したことや自宅から少し遠い場所であったことなどから耕作を放棄し、杉を植林して現在に至っているとのこと。なお、これまでこのような場合に地目変更の手続きが必要であることを知らずにいましたが、今般、先ほどの報告第 1 号で届出がありましたとおり、亡くなった父親の遺産相続登記を行うにあたり、地目変更の手続きが必要であることがわかったため申請を行なったとのこと。このように申請地については 50 年以上耕作放棄され山林化していることから、農地として回復することは著しく困難であると思われれます。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第 2 号 1 番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 2 号 1 番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第 2 号 1 番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第 2 号 2 番について三陸地区綾里地域畑中圭吾推進委員から説明をお願いします。

○三陸地区綾里地域推進委員（畑中圭吾君） 推進委員の畑中です。議案第 2 号 2 番について報告します。きれいに草刈管理されておりました。8 月 25 日、所有者宅を訪問、現地を確認し話を聞きました。願出人は不在で、代わりに家族の方が対応してくれました。それによると非農地の事由にもあるとおり、昭和 39 年頃の道路としての工事で農地が分断され、

残地として当該地が残されたようであります。現状は農地というより河川の土手、畦畔という感じで、耕作には甚だ不向きと見てまいりました。以上で報告を終わります。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号2番は本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号2番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして第35回総会を閉会いたします。引き続き事務局から連絡事項がありますので、そのままご着席願います。

午後2時24分閉会